

生活あんしんサービス提供に伴う請求等に関する規約

■規約の適用

第1条

本規約は、KDDI 株式会社（以下「KDDI」といいます。）が定める、「生活あんしんサービス利用規約」（以下「利用規約」といいます。）を承諾し、KDDIより生活あんしんサービス（以下「本サービス」といいます。）の提供を受ける者（以下「契約者」といいます。）と福井ケーブルテレビ株式会社またはさかいケーブルテレビ株式会社（以下「当社」といいます。）との間で、本サービスにかかる会費の請求などについて適用されます。

- 2 当社およびKDDIがホームページその他の手段により通知する事項もこの規約の一部を構成するものとします。

■規約の変更

第2条

当社は、本規約を変更することがあります。この場合には、変更後の規約によります。

- 2 当社が別に定めることとしている事項については、随時変更することがあります。

■契約の成立

第3条

本サービスの提供を受けようとする者が、利用規約を承諾し、かつ本規約を承認し、別に定める加入申込書に必要事項を記入・捺印のうえ、当社を通じKDDIに提出しKDDIがこれを承諾したとき、かつ本規約に関しては当社がこれを承諾したときに、当社と契約者の間で本規約にかかる契約（以下「本契約」といいます。）が成立するものとします。

■KDDIに係る債権の譲渡等

第4条

契約者は、当社が利用規約第7条に定めるところにより譲渡されることとされたKDDIの債権を譲り受け、当社が請求することを承認していただきます。この場合、当社は、契約者への個別の通知または譲渡承認の請求を省略するものとします。

■会費

第5条

本サービスにかかる会費は、利用規約に定めるところによります。

■請求と支払など

第6条

契約者は、各月の会費を金融機関の自動振替、もしくは当社指定のクレジットカードによる方法で、当社の定める期日までに毎月支払いを行うものとします。

■契約者に係る情報の利用

第7条

当社は、契約者に係る氏名もしくは名称、電気通信番号、住所もしくは居所または請求書の送付先などの情報を、個人情報の保護に関する法律にのっとり、本規約およびKDDIが定める本サービスに係る業務の遂行上必要な範囲で適切に利用します。

- 2 当社は個人情報を以下の利用目的の範囲内で取り扱います。
 - (1) サービスを提供すること。（契約管理、料金課金、保守、サポート対応等を含みます。）
 - (2) サービスレベルの維持向上を図るため、アンケート調査および分析を行うこと。
 - (3) 個々の契約者に有益と思われる当社のサービスまたは当社の業務提携先の商品、サービス等の情報を、郵便、電子メールなどにより送付し、または電話すること。
 - (4) 契約者から個人情報の取り扱いに関する同意を求めるために、電子メール郵便等を送付し、または電話すること。
 - (5) その他契約者から得た同意の範囲内で利用すること。
 - (6) 前各号にかかわらず、次の場合に当たってはその限りではあ

りません。

(ア) 法令に基づく場合。

(イ) 人の生命、身体または財産の保護のために必要があつて、契約者の同意を得ることが困難であるとき。

(ウ) 公衆衛生の向上または、児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であつて、契約者の同意を得ることが困難であるとき。

(エ) 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けたものが、法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であつて、契約者の同意を得ることによって当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合。

- 3 当社は前項の利用目的の実施に必要な範囲で個人情報を業務委託先に預託することができるものとします。

■利用の停止

第8条

当社は、契約者が本サービスの会費またはその他の債務について支払い期日を経過してもなお支払わない、または支払わない恐れのあるときは、KDDIを通じ本サービスの利用を停止することがあります。

- 2 当社は、前項の規定により、本サービスの利用を停止するときは、通知催告等何らかの手段を要することなく、契約者による本サービスを停止し、利用規約を解除または契約者の資格を取り消すことができるものとします。なお、本項に基づき本サービスの利用が停止されまたは利用契約が解除された場合であっても、契約者は、当該利用停止日または解除日の属する月にかかる会費の支払義務を免れないものとします。

■契約の解除

第9条

利用規約第14条の規定に基づき、退会し、もしくは契約解除したとき、または前条第1項に規定する事実があるときは、本契約も解除するものとします。なお、契約者は契約解除に伴っても債務の履行を免除されるものではありません。

■債権の保全

第10条

当社が第4条（KDDIに係る債権の譲渡）により譲り受けた債権の保全に際して必要と認められた場合は、契約者に対して、契約者の住所および氏名が確認できる書類、その他債権保全に必要な書類の提出を求めることができるものとします。

■債権回収代行会社などへの回収業務の委託

第11条

契約者が会費その他の債務について支払いを怠った場合は、当社が債権回収代行会社へ債務の回収業務を委託する場合がありますことを契約者は予め承諾するものとします。

■紛争の処理

第12条

本規約について、当社と契約者の間に紛争が生じた場合、当社の所在地を管轄する地方裁判所を第一審の管轄裁判所として解決を行います。

■定めなき事項

第13条

本規約に定めなき事項が生じた場合、当社および契約者は本規約の趣旨に従い、誠意を持って協議の上解決にあたるものとします。

■附 則

本規約は平成28年1月31日から施行します。